

一般賃貸住宅について

申込資格

次の条件をすべて備えている必要があります。



1 自ら居住するために住宅を必要とする方

なお、持家のある方は原則として申込みできません。(ただし、特別な理由のある場合は除く。)

2 申込者本人が日本国籍の成年者、または外国籍で中長期在留者及び特別永住者の成年者であり、住民票でそのことが確認できること。(成年者には18歳未満の既婚者を含みます。)

なお、外国籍で中長期在留者及び特別永住者の方は、同居予定者も含め「在留資格」「在留期間の満了の日」等を住民票で確認します。

3 下記の同居予定親族がある方及び単身者

親子、配偶者、婚約者、兄弟姉妹(親族に扶養されている方同士の申込みはできません)、扶養関係のある親族、ファミリーシップ宣誓者

※単身者の方による申込みの場合は、下記の「単身者の方のお申込みについて」をご覧ください。

- (1) 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。
- (2) 離婚調停中(家庭裁判所の事件係属証明書等が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
- (3) 入居の際、申込書記載の家族全員が入居できない方は申込みできません。
- (4) 申込後の同居親族の変更(出生、死亡の場合を除く。)は認めません。婚約者の変更があった場合は、申込みを無効とします。

4 収入基準(24ページ)に該当していること。

5 連帯保証人を1名たてられること。又は、公社指定の機関保証制度を利用できること。

- (1) 連帯保証人は、原則として近親者で下記に該当する方。
 - ・お申込みいただいた住居に同居されない方
 - ・日本国内に居住する方
 - ・日本国籍の方又は永住許可を受けている外国籍の方
- (2) 機関保証制度
公社賃貸住宅の家賃等の債務を保証する連帯保証人に代わって、保証会社が入居の家賃等の債務を保証する制度です。
なお、本制度の利用に関しては、保証会社所定の審査で承認されることが必要です。
また、利用にあたっては、初回保証料及び毎月事務手数料が必要となります。

6 入居者全員が共同生活を円満に営むことができること。

日常生活に必要な最低限欠かせない日本語が理解できない方で構成された世帯によるお申込みは、お断りする場合がございます。

7 申込みする方、又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

現在、当公社に入居中の方の申込み

現在、当公社の賃貸住宅に入居している方で、一定の条件を備えている方は当公社の他の賃貸住宅に申込みできます。(詳細は、公社住宅推進室又は各住宅管理事務所支所等へご相談ください。)

事業者の方の申込み

一部の住宅では、事業者(会社等でその使用する従業員が居住する住宅を必要とする事業者)にも貸付をしておりますので、詳細につきましては公社住宅推進室又は各住宅管理事務所支所等へご相談ください。



単身者の方のお申込みについて

一部の住宅は、単身でのお申込みができます。

公社住宅推進室又は各住宅管理事務所支所等へおたずねください。

1 次の条件をすべて備えている必要があります。

- (1) 申込資格の **1**、**2**、**4**、**5**、**6**、**7** の条件をすべて備えていること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 日常生活に常時の介護を必要としないこと。

2 次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 配偶者がいない方。
- (2) 戸籍上離婚していないが、申込時点で離婚手続き中である場合、その旨の証明書が提出できる方。

3 単身赴任を理由に申込む方。

- ア) 転勤に伴い単身赴任をしようとする方。この方は、転勤先の転勤証明書(辞令又は予定証明書を含む)が必要です。
- イ) 転勤先が遠隔地のため、単身赴任に切り替えようとする方。
- ウ) 現に単身赴任している方(公社賃貸住宅以外の住宅)が、今後公社賃貸住宅に転居して単身赴任しようとする方。
- イとウの方は、勤務先の在勤証明書(勤務地を記載したもの)が必要です。

高齢者(60歳以上の世帯または単身者)のお申込みについて

世帯または単身者の申込資格の他に、収入基準を緩和した高齢者の申込資格を別途設けます。
(サンコート砂田橋・サンコート八事の高齢者向け優良賃貸住宅を除く。)

- 1 入居者が高齢者(60歳以上)であること。
 - 2 入居者が単身であるか、同居者が配偶者(内縁関係にある方、婚約者を含む。年齢制限なし。)若しくは高齢者(親族に限る。)であること。
 - 3 入居者及び同居者が、入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にある方又は自立した日常生活を営むことができる健康状態にある入居者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる方。
 - 4 連帯保証人の他に身元引受人を1人たてられること。
 - 5 申込資格の1、2、4、5、6、7の条件をすべて備えていること。
- 注) 内縁関係にある方は、住民票に「末届(内縁の妻(夫))」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

収入基準

一定の収入があり、その収入が下記の区分による収入基準額以上の月収であること。
ただし、申込者自身の月収[年間総収入(税込)×1/12=平均月収]が収入基準額に満たないときは、
配偶者又は永続して同居する方の収入を合算できます。
また、下記の貯蓄基準額以上ある場合、収入基準額の要件を満たさない場合も、それに代えることができます。

収入基準			
区分 基準	一般世帯又は 単身の申込み	60歳以上の世帯又は単身者の申込み	
		6万円以上の家賃	6万円未満の家賃
収入基準額	収入月額が月額家賃の4倍以上あること。年額家賃の4倍が330万円を超える場合は、年間総収入が330万円以上あること。		収入基準なし
	自営業の方、所得を2カ所以上から受けている方。又はこれに準ずる方は、市区町村長発行の所得証明書の所得額の1/12が、上記の月額以上あること。		
貯蓄基準額		申込世帯の貯蓄額が月額家賃の100倍以上あること。(申込者の貯蓄額は1/2以上必要)	
収入と貯蓄 の合算基準	申込者本人の収入が収入基準額の1/2(165万円)以上、かつ貯蓄基準額(貯蓄額が月額家賃の100倍以上)の1/2以上を満たすこと。		

申込方法・申込みに必要な書類

別添の空家補充入居申込書に記入し(32ページ参照)、必要書類を添付のうえ
公社住宅推進室又は各住宅管理事務所支所等へ提出してください。
ただし、単身者の申込みの場合は必要書類を添付のうえ本人自身をご持参ください。

- 1 別添の空家補充入居申込書
- 2 収入を証明する書類(26ページを参照)
- 3 世帯主、続柄、筆頭者氏名等が記載された現在の同居家族全員の住民票(平成24年7月9日から外国人の方も住民票が発行されるようになりました。)
(注1)内縁関係にある方及び婚約者の方についても同様に提出してください。
(注2)住民票の写しを申請する際には、特別の申出がない場合には、世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載が省略されています。公社住宅への申込みには、親族関係の記載された住民票の写しが必要ですので申請の際には必ず「世帯主及び世帯主との続柄記載のもの」と申出ください。
(注3)外国人の方は「在留資格」「在留期間の満了の「日」」等が確認できる住民票を提出してください。
- 4 次に該当する方は戸籍謄本が必要です。・父子世帯、母子世帯で申込みする方。
・内縁関係で申込みする方。
・別居中の親(子)世帯と同居する申込みの方。
・兄弟姉妹で申込みする方。
・単身で申込みする方。
- 5 婚約中の方は、婚約証明書(申込書の様式3)及び婚約入居の誓約書(申込書裏面下段)を提出してください。
- 6 上記以外にも審査のため書類の提出をお願いする場合がありますので、指示に従って提出してください。
- 7 申込みに際し提出いただいた書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。

敷 金

- 1 契約書記載の家賃の3か月分(定期建物賃貸借契約住宅は1か月分)を納めていただきます。
- 2 保証会社利用の場合、敷金の納付は不要です。
- 3 敷金は、無利子とし退去後に返還いたします。
(ただし、未納家賃等がある場合は、差し引かせていただきます。)



共 益 費

家賃以外に、次のような使途のため共益費が必要です。

(サンコート八事・大曽根住宅・サンコート呼続・東丘住宅・サンコート西枇杷島を除く。)

共用施設の電気料金・電管球代・共用水栓の水道使用料・浄化槽維持管理費・エレベーター等の維持管理費・集会所の維持管理費・その他共同生活に際し必要と認められる管理及び敷地内清掃等の維持管理に要する費用です。

なお、納付された共益費は各住宅の自治会等で管理運営されています。

また、共益費は改定することがありますので、ご了承ください。



駐 車 場

- 1 駐車場は、住宅によって設置状況及び利用状況が異なりますので、入居申込みの際にご確認ください。なお、入居決定後に使用申込みを行っていただきます。
- 2 駐車場のない住宅はもちろん有料駐車場のある住宅でも、駐車場以外での駐車は禁止されています。
なお、住宅の有料駐車場でも順番を待っている方が多数おられ、相当の期間、駐車場の使用ができない場合、住宅外で確保していただくことになりますのでご了承ください。
- 3 サンコート星ヶ丘の住宅内駐車場を利用できない方については隣接の「星が丘駐車場」(東山遊園(株)所有)を利用していただくことができます。
- 4 サンコート砂田橋3棟・サンコート八事の駐車場出入口には、リモコン操作によるチェーンゲートを設置しておりますが、リモコンの電池代及びリモコンを紛失した場合の費用は入居者負担となります。
- 5 駐車場使用料(消費税等を含む。)は変更される場合がありますので、ご承知おきください。

ご 了 解 事 項

- 1 入居指定日から1か月以内に入居されない場合は、その資格を取消すことがあります。
ただし、婚約中の方は、入指定日から1か月以内に少なくとも1人入居していただき、指定日から3か月以内に申込家族全員が入居してしていただきます。
- 2 申込後、住所・勤務先等を変更されたときは、直ちに申込みをされた公社住宅推進室又は各住宅管理事務所支所等へ連絡してください。
- 3 この募集は将来発生する空家に対するものも含まれますから、すぐ入居できる住宅ばかりではありません。したがって、入居できる時期が不確定なため、婚約中で挙式が確定している方はご注意ください。
- 4 公社賃貸住宅では犬・猫等の動物を飼育することはできません。(ただし盲導犬等、特別な事情がある方は除きます。)
- 5 公社事業(建替・改善等)の施工に伴い、優先入居がありますので入居順位が変わる場合があります。
- 6 一部住宅は、浴室はありますが浴槽・風呂釜が設置されていません。
浴槽・風呂釜は、入居者の負担で設置していただく場合がありますのでご承知おきください。
- 7 住宅を退去されるときは、畳の表替え・襖の張り替え等公社が定めるものの修理及び取り替え、並びに退去する際の原状回復に要する費用は入居者の負担となっております。
- 8 公社賃貸住宅の家賃は、物価・近隣家賃その他の事情により見直されることがありますので、ご承知おきください。

申込者及び合算者の収入を証明する書類

24ページの「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類は、次の表の区分により下記のとおり提出してください。

申込みする時期に該当する書類が複数に●印のついている場合は、そのうちいずれかを提出してください。

また、○印のついている場合は●○印両方の書類を提出してください。

申込時期及び勤務状況等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。

【収入を証する書類区分表】

(注)主として●印の書類によって収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況	申込月	市区町村発行の所得証明書	前年分の源泉徴収票	給与支給証明書 (申込書裏面様式1)	月別明細書 (申込書裏面様式2)	確定申告書の控 (税務署の受理印があるもの)	最近の年金振込通知書の写し 又は 年金改定通知書の写	開業(転職)を証明する書類 (退職証明書・開業届の控等)
給与所得者	前年1月1日以前から引き続き勤務している方	1月～5月		●	●				
		6月～12月	●	●	●				
自営業者	前年1月2日以降に就職(転職)された方	1月～12月			●				
		1月～12月							
自営業者	前年1月1日以前から引き続き営業している方	1月～5月	○(注)			●	●		
		6月～12月	●				●		
自営業者	前年1月2日以降に営業開始された方	1月～12月				●			○
		1月～12月							
その他	年金受給者	1月～12月						●	

(注)月別明細書(申込書裏面様式2)にて申込みされる方は、必要となります。

備考 所得証明書……………市区町村の税務担当課において証明を受けてください。

給与支給証明書……………現在の勤務先で申込み月の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。

(申込書裏面様式1) 在職期間が1年未満の方は、就職した月から申込み月の前月までの支給証明を受けてください。

月別明細書……………申込み月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。

(申込書裏面様式2) 営業開始から1年未満の方は、開業した月から申込み月の前月までの所得を記入してください。

確定申告書の控……………前年の所得内容が記載されており、税務署の受理印があること。

(注)在職(営業)期間が1年未満の方においては、就職(営業)した月の給与(所得)が1か月分に満たない場合は、その月は所得計算の対象になりません。

書類審査の結果、不明な点がある場合上記以外にも書類を提出していただきます。

また、申込内容を確認するため実態調査をすることがありますので、ご承知おきください。

収入基準の計算対象と
ならないもの

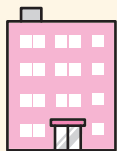
生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、母子年金、老齢福祉年金などの所得は収入基準の計算対象とはなりません。

貯蓄額を証明する書類

貯蓄額は金融機関の預貯金及び国債等の有価証券です。

必要書類 金融機関発行の預金残高証明(発行後7日以内のもの)又は名義の確認ができる通帳の写し





高齢者向け優良賃貸住宅について

制度の概要



「高齢者向け優良賃貸住宅」とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の方々のために良好な環境を備えた安全で安定した居住を確保するため
国等から援助を受けて建設した賃貸住宅です。

契約家賃・家賃減額・敷金等

1 契約家賃

契約家賃は、当公社と入居者が締結する「賃貸借契約書」に記載される額になります。家賃は、物価や近隣家賃その他の事情により見直される場合がありますのでご承知おください。

2 家賃減額（サンコート八事のみ適用があります。）

適用期間は1棟が令和11年1月31日、2棟が令和9年2月28日までとなります。家賃減額は、入居者の収入等（同居家族の収入を含む。）により毎年定めます。ただし、家賃減額は入居及び退去が月の途中である場合、その月の減額はありません。

(1) 減額の申請及び期間

家賃減額を受けるには、入居者は家賃減額申請を行わなければなりません。その際、収入の調査が併せて行われますので、課税（所得）証明書等の収入を証明する書類を家賃減額申請書に添付して提出していただきます。また、減額期間は最長1年間で認定されますので、入居後も毎年指定された期日までに減額申請を行う必要があります。申請されない場合は契約家賃になります。

(2) 減額の決定

入居者の申請と収入調査の結果に基づいて、愛知県の承認を受けて家賃の減額を決定します。ただし、世帯の収入に変動があった場合は、減額される額が変更になることがあります。

(3) 入居者負担額

入居者が実際に負担する家賃減額後の金額です。

3 敷金

敷金は、家賃の3か月分を納めていただきます。敷金は無利子とし退去後に返還いたします。（ただし、未納家賃等がある場合は、差し引かせていただきます。）

4 共益費

サンコート砂田橋の高齢者向け優良賃貸住宅は、一般の賃貸住宅と同様に共益費が必要です。また、物価の変動や収支状況により改定することがありますのでご承知おください。

5 緊急時対応及び安否確認サービス

24時間体制で、高齢者の方々の暮らしに安全と安心をもたらすため、当公社が指定する業者と「緊急時対応及び安否確認サービス」を利用していただくことができます。

申込資格

次の条件をすべて備えている必要があります。



1 入居者及び同居者が次の条件を満たしていること。

- (1) 入居者が高齢者（60歳以上）であること。
- (2) 入居者が単身者であるか、同居者が配偶者（内縁関係にある方婚約者を含む。年齢制限なし。）若しくは高齢者（親族に限る。）であること。
- (3) 入居者及び同居者が、入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にある方又は自立した日常生活を営むことができる健康状態にある入居者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる方。また、介護を要する場合は、居宅において介護を受けることができる方。

注）内縁関係にある方は、住民票に「末届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でも、ほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

2 独立の生計を営み、確実な連帯保証人を1人たてられること。（原則として近親者です。）また連帯保証人の他に身元引受人を1人たてられること。

3 健全な共同生活を円満に営むことができること。

4 外国人の方は、上記以外に次に掲げる要件を満たす方。

- (1) 在留資格を持って中長期間日本に在留する方。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定により許可を受けて永住者としての在留資格を有する方、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改定する法律（平成元年法律第79号）附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者又は第4条若しくは第5条の規定により特別永住者として許可された方。
- (4) 日本国籍を有する連帯保証人をたてることができる方。

5 申込みする方、又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

収入基準

高齢者向け優良賃貸住宅には収入基準はありません。

申込方法

一般賃貸住宅と同じです。24ページを参照してください。

申込に必要な書類



1 別添の空家補充入居申込書

2 世帯全員の住民票

- ・世帯主、続柄、筆頭者氏名等が記載されたもの。
- ・内縁関係にある方及び婚約者の方についても同様に提出してください。
- ・外国人の方は「在留資格」「在留期間の満了の日」等が確認できる住民票を提出してください。

3 次に該当する方は戸籍謄本

- ・両親が死亡し兄弟姉妹で申込みする方。
- ・父子・母子世帯で申込みする方。
- ・内縁関係で申込みする方。
- ・別居中の親(子)世帯と同居する申込みをする方。
- ・単身で申込みする方。

4 婚約中の方は次の書類

- ・婚約証明書(申込書の様式3)
- ・婚約入居の誓約書(申込書3ページ下段)

5 収入を証明する書類

(サンコート八事を申込みされる方は29ページを参照してください。)
年金受給者は、最近の年金払込通知書の写し等が必要です。

6 単身赴任を理由に申込みされる方

- ・転勤により単身赴任をしようとする方は、勤務先の転勤証明書(辞令又は予定証明書を含む。)
 - ・遠距離通勤の方は、勤務先の在勤証明書(勤務地を記載したもの。)
- ※上記以外にも審査のため書類をお願いすることがあります。

7 申込みに際し提出いただいた書類はお返しいたしませんのでご了承ください。



住戸別入居者負担額一覧表

所得月額(30ページ参照)により、入居者負担額(減額後の家賃)が決定します。

【サンコート八事 1棟】(令和11年1月31日まで)

入居者負担額	間取り	契約家賃	所得月額				
			123,000円以下	123,000円を超え、153,000円以下	153,000円を超え、178,000円以下	178,000円を超え、200,000円以下	200,000円を超える
	1LDK	83,900～85,600円	60,200円	67,600円	74,100円	79,100円	契約家賃
	2DK	90,800～92,700円	66,400円	74,600円	81,700円	87,300円	契約家賃

【サンコート八事 2棟】(令和9年2月28日まで)

入居者負担額	間取り [部屋番号]	契約家賃	所得月額				
			123,000円以下	123,000円を超え、153,000円以下	153,000円を超え、178,000円以下	178,000円を超え、200,000円以下	200,000円を超える
	1LDK	85,400～87,100円	61,700円	69,200円	75,800円	81,000円	契約家賃
	2DK	96,800～101,000円	72,600円	81,500円	89,300円	95,400円	契約家賃
	2LDK [104 204 304]	102,000～104,000円	77,100円	86,600円	94,900円	101,400円	契約家賃
	2LDK [103 203 303]	102,000～104,000円	77,800円	87,400円	95,700円	102,000～102,200円	契約家賃

※家賃減額を受ける場合、毎年申請手続きが必要となります。(申請手続きを行わない場合は、契約家賃になります。)

申込者及び合算者の収入を証明する書類

28ページの「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類は、
次の表の区分により●○印の書類をすべて1部提出してください。

申込み時期及び勤務状況等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。

【収入を証する書類区分表】

(注)主として●印の書類によって収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況	申込月	市区町村発行の 課税(所得)証明書	源泉徴収票(前年分)	給与支給証明書 (申込書裏面様式1)	確定申告書の控 (税務署の受理印があるもの)	月別明細書 (申込書裏面様式2)	最近の年金振込通知書の写し	扶養を証明する書類	卒業証書の写し等 退職(転職)を証明する書類	(税務署の受理印があるもの) 開業届の控
給与所得者	前年1月1日以前から 引き続き勤務している方	1月～5月 6月～12月	○ ●	●							
	前年1月2日以降に就職 (転職)し申込時まで 1年以上経過している方	1月～12月	○		●					○	
	前年1月2日以降に就職 (転職)し申込時までの 就職月数が1年未満の方	1月～12月	○		●					○	
	最近まで主たる収入者の 扶養家族になっており、 最近就職した方	1月～12月			●				○		
自営業者	前年1月1日以前から 引き続き営業している方	1月～3月 4月～5月 6月～12月	○ ○ ●			(●) ●	●				
	前年1月2日以降に 営業開始し申込時までに 1年以上経過している方	1月～12月	○				●			○	○
	前年1月2日以降に 営業開始し申込時までの 営業日数が1年未満の方	1月～12月	○				●			○	○
	最近まで主たる収入者の 扶養家族になっており、 最近営業を始めた方	1月～12月					●		○		○
その他	年金受給者	1月～12月	○					●			

備考 課税(所得)証明書 …… 市区町村の税務担当課で市民税等に係る所得及び扶養控除の金額等が記載された証明を受けてください。

扶養証明書 …… 市区町村の税務担当課で証明を受けてください。

給与支給証明書 …… { 1年以上勤務の方 …… 現在の勤務先で申込む月の前月から過去1年間
(申込書裏面様式1) { ※1年未満の方 …… 現在の勤務先で申込む月の前月から就職した月まで

月別明細書 …… { 営業開始後1年以上の方 …… 申込む月の前月から過去1年間
(申込書裏面様式2) { ※営業開始後1年未満の方 …… 申込む月の前月から営業開始した月まで

(注) ※の方においては、就職(営業)した月の給与(所得)が1か月分に満たない場合は、その月は所得計算の対象になりません。

書類審査の結果、不明な点がある場合上記以外にも書類を提出していただきます。

また、申込内容を確認するため実態調査をすることがありますので、ご承知おきください。

収入基準の計算対象と ならないもの

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

所得月額の算出のしかた

入居資格の有無を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。

一般に言われる“月々いくら”とか“手取り”などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- (1) 入居家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- (2) 前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。
- (3) 各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し、合算します。
- (4) 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

ことばの説明

年間総収入金額

給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票での「支払金額」)のことです。

年間総所得金額

給与所得者の方は年間総収入金額から表3の方法により算出した1年間の所得金額(源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」)のことを、自営業者の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の金額のことです。

算 式

$$\begin{array}{l}
 \text{年間総所得金額} \\
 \text{給与所得者の方は} \\
 \text{表1により} \\
 \text{算出した金額} \\
 \text{※注1 所得金額調整控除}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{基礎控除} \\
 \text{振替分} \\
 10\text{万円} \\
 \text{※注2}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{個別の} \\
 \text{特別控除} \\
 \text{ひとり親} \\
 35\text{万円} \\
 \text{寡婦} \\
 27\text{万円} \\
 \text{※注3}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{一般控除} \\
 38\text{万円} \\
 \times \\
 \text{同居親族数} \\
 \text{又は} \\
 \text{扶養親族数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{その他の特別控除} \\
 \text{障害者} \cdots \cdots \cdots 27\text{万円} \\
 \text{特別障害者} \cdots \cdots \cdots 40\text{万円} \\
 \text{16歳以上23歳未満} \\
 \text{の者に係る扶養親族} \cdots 25\text{万円} \\
 \text{老人扶養親族} \cdots \cdots 10\text{万円} \\
 \text{各々} \times \text{対象者数}
 \end{array}
 \div 12$$

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする。)出た金額を合算した金額

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。

※注2 個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。

※注3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

(表3) 年間総所得金額の算出のしかた

(表1) 公的年金以外の場合

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	総収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

年間総収入金額	年間総所得金額
1,628,000円～1,799,999円	(注) A×0.6+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(注) A×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(注) A×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9－1,100,000円※
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

※小数点以下は切り捨て

○年間総所得金額の計算方法は、法律の改正により変更となる場合があります。

(注)Aの計算は、

$$\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \text{□} \quad (\text{小数点以下は切り捨て}) \rightarrow \text{□} \times 4,000 = \text{A} \quad \left(\text{例: } \frac{2,671,666\text{円(年間総収入金額)}}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000\text{円(A)} \right)$$

(表2) 公的年金の場合

65歳未満の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－600,000円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

(注) 公的年金を受給されている方で公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が変わります。

(表3) 収入計算で控除する金額

●年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者			控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方			1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、 所得税法上の扶養親族の対象として認められている方 (仕送りをしているだけでは扶養家族にならない場合があります。)			
個別の特別控除	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子(注1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方 ・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母(父)になった女子(男子)で、その者と生計を一にする子(注1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から 35万円
	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養家族を有し合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から 27万円
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
			精神障害者保健福祉手帳	1級	
			愛護手帳	1・2度	
			療育手帳	A	
			戦傷病者手帳	特別項症～第3目症	
			被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者		
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、 扶養親族と認められている方 (配偶者は除く。)			1人につき 25万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、 扶養親族と認められている方			1人につき 10万円

※婚約者の方は、同居親族に含みます。年齢は、申込日現在での満年齢とします。

※控除の内容、金額については、法律の改正により変更される場合があります。

(注1) この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない人に限られます。



An illustration of a hand holding a black pen, writing on a white document with horizontal lines. The background is a solid yellow circle.

- 1 申込者氏名を記入してください。
- 2 希望する住宅名を記入してください。
- 3 申込者の住所・電話番号・勤務先を記入してください。
- 4 入居する家族全員の氏名・生年月日等を記入してください。
- 5
 - ・住宅保証について該当項目に☑してください。また、保証人をたてる場合は、予定保証人の氏名等を記入してください。
 - ・駐車場のある住宅へ申込みの場合は利用希望について☑してください。

6 現在の住宅の状況及び困窮理由について該当する項目に☑してください。

7 給与の証明・所得の証明
26ページ中段備考の給与支給証明書及び月別明細書を参照してください。
※様式1・2については、前年1月2日から現在までに新たに転職されたり自営を開始された方、また、転職された方が対象となります。

8 婚約申込みの場合は、必ず記入してください。

9 入居予定家族の住民票が同一住所でない場合は、必ず記入してください。